（注意）

１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～④　（略）
⑤　【12．住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第４条第１項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
⑥　【13．建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
(1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
(2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)（ｉ）又は同号イ(1)（ⅱ）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
(3)　【ハ．共同住宅等】及び【ニ．複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。
(4)「基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
(5)「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
⑦　（略）
４．第三面関係
①・②　（略）
③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
(1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
(2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)（ｉ）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
(3)「基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
(4)「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
④　（略）
５．　（略）

（注意）

１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～④　（略）
（新設）
⑤　【１２．建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
「１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。
(1) 申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合のみ記載してください。
(2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ（１）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
(3) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
ｉ）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準　基準省令第１条第１項第２号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
ⅱ）基準対象外　基準省令附則第４条第１項の規定の適用を受ける場合をいいます。
「２．一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。
(1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は、「（２）住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第１条第１項第３号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「（２）住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第１条第１項第３号ロの基準による場合は、複合建築物全体について「（３）複合建築物」に記載してください。
(2)「（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第１条第１項第１号イの基準」、「基準省令第１条第１号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
(3)「（２）住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。
(4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
ｉ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一